

## 平成21年度の資金管理料金特別会計における資金の運用について

## 1. 余裕資金の運用

資金管理料金特別会計において、資金管理料金収入等の収入は収受してから事業費等の支出に充てるまでにタイムラグが生じるため、この間に滞留する余裕資金を運用することが第23回資金管理業務諮問委員会で審議され、運用対象資産及び投資期間については以下のとおり承認されている。

- ① 運用対象資産は国債とし、満期保有を原則とする。
- ② 運用は、事業年度毎に運用額の見通しを算定して実行する。
- ③ 各事業年度において、預託台数の急激な減少等の不測の事象により資金不足となることを防止するため、国債による投資期間1年以内の運用とし、資金管理料金特別会計における流動性を保つものとする。

## 2. 平成20年度の運用実績

第25回資金管理業務諮問委員会において、運用の上限額として27億円が承認されたため、平成21年3月20日満期の利付国債(10年)第210回を26億円(額面)購入した(取得簿価と経過利息の合計額は26.4億円)。平成20年度の利息収入は11.2百万円となる。

## 3. 平成21年度運用額の見通し

平成21年度資金管理料金特別会計収支見込み(現金受渡ベース)は以下のとおりとなる。

収 入 (A)	39億円
支 出 (B)	44億円
平成20年度からの繰越額(C)	17億円
国債償還金(平成20年度運用額)(D)	26億円
現預金残高[(E) = (A) - (B) + (C) + (D)]	38億円

したがって、上記現預金残高から流動性資金として通常月の3ヶ月分の支払に相当する11億円を控除した27億円を平成21年度の上限額としてその範囲内で運用する。

(参考)残存期間1年の利付国債の利回り  
平成21年2月12日 : 0.35%

以上